

大阪狭山市議会議会改革検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪狭山市議会の活性化及び活動の透明性の向上の方策等を調査及び検討し、もって、議会の機能を充実し強化するため、大阪狭山市議会議会改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、議長の諮問に基づき、本市議会の議会改革に関する事項について調査検討し、その結果を議長に報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、委員会は議会改革に関する重要な事項について、議長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 大阪狭山市議会における会派（所属議員が2人の以上のもの。以下「会派」という。）は、所属議員の中からそれぞれ1人を委員に充てるものとする。

3 議長は、前項の会派に属さない議員のうちから適当と認めるものを委員に充てることができる。

4 前項の委員の任期は、1年を超えない範囲で議長が定める。ただし、再任を妨げない。

5 議長及び副議長は、委員となることができない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 第3条第2項に規定する委員が会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の許可を得て、代理の者（当該委員と同じ会派の者に限る。）を出席させることができ

る。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員又は議員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 議長、副議長及び会派に属さない議員（第3条第3項に規定する委員に充てられた議員を除く。以下「オブザーバー」という。）は、会議に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。
- 6 委員会の議事は、全会一致（オブザーバーは、表決に加わることができない。）に努めるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 7 委員会の会議は、原則公開とする。
- 8 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年10月29日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、委員会が第2条に規定する任務を終了した日限り、その効力を失う。